

Title	大憲章とランニード
Sub Title	
Author	占部, 百太郎(Urabe, Hyakutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.4 (1929. 12) ,p.31(539)- 43(551)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19291200-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大憲章とランニミード

私は昨年の春夏の交、英京ロンドンに滞在してゐた際『大憲章』(Magna Carta, Great Charter) の發祥地であるランニミードの歴史的地理のことについて、少しく調べて見たいと思って、同地に關する地理書や案内書を得可く、ロンドンの書肆を探し廻つた。ところが、何處の書店でも、主人も番頭も申し合はせたやうに、『ランニミードつて一體何處です』と反問するのであつた。イギリスのやうな文明國でも社會の大多數は無學だ。Magna Carta とか Great Charter とか云つても、何のことが知らないものが恐らく妙くないことであらう。その大憲章の發布せられた場所が、縱しロンドンから二十哩しか隔つてゐない處でも、書肆の主人や番頭が知らないと云つたからとて敢てそれを輕蔑するにも、非難するにも當らぬことだ。況や、日本觀光客の殆ど凡てが、ヴィンゾルには行つても、そのヴィンゾルから、自動車ならば、三分か五分で行くことの出来るランニミードを見落すと云ふことは、無理からぬことである。

私は『史學』に對する義務を久しく怠つてゐる。編輯主任から何か書けと命令せられけれど、歸朝

勿々いろいろの俗務が堆積してゐる上に、持ち歸つた學術的材料も、未だ書齋にぶちこんだまゝであるやうな次第だから、専門の雑誌に出されるやうな原稿の持ち合せがない。洵に恥かしいことだけれど、お座なりのもので間に合せをするの外はない。そこで、このランニミードの事に就き、少しばかり書いて、一時責をふさぐことにした。

大憲章の第一回に發布せられたのは、一二一五年の六月である。(國王ジョンはこの歴史的文書に調印させられたが、彼はそのシグネットニアの墨痕が未だ乾かない間に、フランス王を語らつて、イギリスに侵入せしめ、武力を用ひて大憲章を廢棄しようと企てたけれど、同年十月彼の急死に因つて、幸にイギリス人はフランスの奴隸となることを免れた。その後の英國王も絶えずこの法律を破棄しようと企てたので、貴族等は機會あるごとに、大憲章を確認せしめ、發布せしめて、従つて屢々その本文も變つて來たのだが、結局一三〇一年大憲章は三十二回目で、最後にイギリス王の確認を経た。)下文に述ぶるやうな理由から、一九二〇年代に入つて、六月二十三日は、ウインズル郊外ランニミードでも祭騒ぎを催ほことが、今では年中行事の一つとなつてゐる。今主として昨年六月二十四日のタイムスからこの記念祭の概況を述ぶる。當日は附近の教會で、先づ祭式があつて、これには各市町長、高僧その他の名士が列席し、大憲章の條項が討議せられた場所だと云ふ關係から、セント・オルバンスとベリイ・セント・エド

マンヅの代表者が特に招待せられて出席した。劈頭イギリス皇帝の勅語が讀まれて後、説教や市長の答辭があり、式が済むだ後、盛大な假裝行列が催ほされ、それには救世軍の樂隊などが參加した。當日ロンドンのダブリュー・エッチ・ドレバー博士（テンブルの總長）の説教の一節は、大憲章の眞義を道破してゐると思ふから、左に紹介する。

『大憲章が單に記憶せらる可きのみならず、その眞性に就て一層の知見を以て記憶せらる可きだと云ふ觀念が、男女の間に多くなつて來つゝある。』

『大憲章は三箇の大なる事柄——正義、自由、竝に法律——の礎石である。法律なしには、正義も自由も國民中に生存し得ない。イギリスが自から歎かずして、正義と自由と法律に依つて進んで行く限り、大憲章は記憶せらるゝであらう。』

『世界にどんな暴らしが起つても、苟くも是等三大主義の燈明に照らされて進むところの國民ならば恰も櫻の木の如く、他の樹木は吹き倒されても、泰然自若たるであらう。』云々

この六月二十三日が、今では如何に英國人に取つて記念す可き歴史的祭日だかと云ふことは、ロンドンの各新聞が競つてその記事を掲げ、社會的記事に無頓著なタイムスさへ、その記事に寫眞版圖を挿入するのを見ても、察せらるるのである。

ランニミードが一般に知られてゐない程ではないが、大憲章自身に就いても、亦あまり多く知られてゐないやうである。本誌の讀者諸賢の中にも、或は大憲章の性質に就て記憶せられてない方もあらうと思ふので、甚だ老婆心ではあるが、先づ記述の順序として、大憲章とは一體どう云ふものであるか、その眞性に就て、少しく概括的の記述を試みることにした。

事新らしく述ぶるまでもなく、英國憲法がドイツ共和國やアメリカ合衆國の憲法、又は我が帝國憲法のやうな成文憲法でないことは、讀者の了知してゐらるゝ通りである。その大部分が不文法——先例、慣習、傳統、諒解——から成る英國憲法の中で、この大憲章は『權利請願書』(Declaration of Rights) 及び『權利券狀』(Bill of Rights) 等と併せて、成文法の部分である。成文法と云つてゐる、英國憲法の精髓である英國人の自由や權利やを具體化した抽象的箇條書では決してない。フランス大革命に於ける『人權宣言書』(Declaration of the Rights) のやうな、新らしく天賦人權に關する理論——ロックやセームの流を汲んだモンテスキュー等の學說の羅列に過ぎない——の箇條書では決してなくして、アングロ・サクソン人が未だドイツの深林中に彷徨してゐた時代から有つてゐた權利と自由とを、茲に更めて確認した法典たるに止まり、而も英國王の方に於て、その自由と權利とを侵害せんとした一種の『革新』(イノベーション) に對して、貴族や庶民の方に於て、これが匡救を企てた文書に外ならない。大憲章は即ち英國々民性の二大特色の現れである。一方に於ける保守的本能力と、他方に於ける自由的向上心との

實際的化合の產物と稱す可也だ。だから、大憲章全文六十三條を通觀しても、夫等の條項中、何等革命的宣言を含まず、又何等抽象的政治主義を宣べたところはない。即ち一方に於ては、或は同輩の陪審を経るか（アングロ・サクソン時代から、陪審員が罪人を裁判した外、國王が地租を課するとか、その土地の所在する村吏、村僧乃至古老をして課税率を評價せしめたのが「英國會」（Parliament）の起因と云つて可い。即ち英國會は一種の大仕掛なる陪審裁判である）若しくはイギリス固有の法律に據るに非ざれば、英國自由民は逮捕せられたり、禁錮せられたりすることはないと云ふ、或は國會の同意を經ずして國王は恣々に課稅することが出來ないとか、英國人傳來の權利自由を主張した最も重要な條項と、他方に於ては、或はテームス河に堰を設けては可けないと云ふ箇條と、或は猶太人の金利を制限したやうな、今日から見れば、寧ろ些事に屬する箇條とが、玉石同架雜然として、同一法典中に混在してゐる。この一事に就いて見ても、大憲章が一向に當時國王の虐政を防遏せんが爲の實際的必要に出でたものであつた事が、察せらるゝのである。而して大憲章は、前に述べた英國々民性の二大特色——保守的本能と自由的向上心の發露の結晶に外ならぬのである。

夫れから序でに一言することは、イギリスでは、憲法即ち『根本法』（Fundamental Law）と、『普通法』（Common Law）とを、全然區別しないことである。根本法は讀んで字の如しだ。普通法は即ち習

慣法である。本來イギリスと云ふ國は、いろいろの小邦を統合して成つた國だから、古來地方々々によつて、夫れり法律を異にしてゐた。そこで、ヘンリイ一世の治世に、國王の裁判所の法律は、有ゆる爾他の法律に超越して、従つて凡ての地方に對して、同一に適用せらる可きことが原則とせられた。これが普通法の名の起因だ。而して國王の裁判所の法律とは、サクソン朝諸王の法典の抜萃と、ノルマン朝諸裁判所に於て實施せられた封建的慣習と、民法及び『教令集』(Decretals) 中の格言との混合物である。而してそれ等の法律に據つて、裁判官が判決を下すと、それが先例となつて、漸次に先例又先例と枝が繁つて來たのだ。この普通法と、根本法との區別の認められないことは、國王が名義上の主權者(國王が實際主權を有つてゐた時代は夙に過ぎ去つた)たるに過ぎずして、國會(正しく言へば、國王も國會の重要な構成分子)が、事實上主權を握れる謂ゆる『柔憲法』(Flexible Constitution)の國柄に於ける當然の結果であらねばならぬ。だから、英國憲法の骨子を成す大憲章も、オクスフォードとレディングとの間を駛る軌道の事を規定した條例も、法律たることに於て、その間、何等の軽重もないわけである。大憲章は即ち廣い意義に於ける普通法の一部を成すものだと云ふことは近代の英法學者の定説である。大憲章をば、國王ジョンと、彼に迫つて大憲章を強取した高僧、貴族、庶民代表者から成る大仕掛なる陪審裁判(英國會はその本質に於て最高の裁判所である)の判決例だと見れば、この定説に何等疑義を挿む餘地を存しない。

大憲章はこれを今日の眼から觀れば、上述の如く各條項の間に殆ど順序もなく、唯だ時の必要に應じ雜然と羅列せられた畢竟法典たるの體様を備へてゐないけれど、英國人に取つて、最も重要な或意味に於ては、生命財産よりも貴重なる祖先傳來の自由及び權利の證典としての價値に、何等の妨げあることはない。ローマの『十二銅標』(Twelve Tables)が、ローマ法の起原として取扱はるゝと同一意義に於て、大憲章は英國憲法の源泉であり、大宗である。啻に名高いばかりでなく、而かも神聖視せられる有ゆる寶典と均しく、その起草者が最初夢想しなかつた教義や『定教』(Dogma)の源となつたのである。尙ほ大憲章の他の重大なる意義は、僧侶、貴族と協力して、はじめて庶民階級が、この立法（或は判決）に參加したので、後年國會が國王との争に打勝つて、結局國會の手に主權が移動する端緒を拓いた點に在る。

大憲章の何たるやに就ては、これくらいで措き、私は本題に立ち返つて、ランニミードの事に就て、記述を進めねばならぬ。

本來、大憲章が時の高僧、貴族並に庶民代表者によつて、國王ジョンの手から強取せられたものだと云ふことは、讀者の記憶せるゝ通りである。既に強取したのだから、決して兩者の間談笑の裡に發布せられたものでないことは勿論だ。ジョンが專制であり、暴虐であつたことは、歴代の英國王中、類を見

なかつたのみならず、時のローマ法皇と喧嘩した揚句、法皇に屈服して、たうとう封建臣下たるの誓約まで敢てし、イギリス本國の外、ヨーロッパ大陸に於けるその屬領——その當時未だ大陸に於けるイギリスの屬領は、英本國の數倍に當つた廣大なる領土までも擧げて、法皇に獻上したのである。既にジョンの爲に、自由を奪はれ、權利を蹂躪された貴族方は、將さにその祖國さへも失はんとし、剩へ彼の外戦の爲にこの上の苛斂誅求を蒙つては、結局社稷の滅亡を見るの外はないと觀念して、縱令武力に懇へても、國王から英國人固有の權利自由を保障するに足る國王の調印ある『憲章』(Charter) を獲得せんとの結束を固めた次第である。

そこで貴族方は Army of God and of the Holy Church in England と稱する軍隊を組織して、ロバート・フィッツ・ウォルターと呼ぶ貴族がこれを率ゐた。ジョンの方でも、一味の貴族を詰らつて、これに對抗した。内亂は最早遙く可からざる形勢となつた。ジョンは一方に於て、フランス軍と戰つた。これはローマ法皇の後援を頼み、大に佛軍を破りて、その餘勢を以て、本國の貴族僧侶を壓倒しようと云ふ、言はゞ背水の陣であつた。ところが、彼はブザイースに大敗して、倉皇イギリスに逃げ歸つたので全く國民の人望を失ひ、到底大憲章に調印するの外、萬策盡くるに至つた。當時英國人の自由は實に風前の燈火であつたのだ。そこでセント・オルバンスやベリイ・セント・エドマンズ等で、兩方の間屢々折衝を重ねた末、一二一五年六月十五日——二十三日、ウインズルに近いテームス河の沿岸ランニミー

ドで、兩軍の劔光相映じ、干戈將に相撲たんとする物すごい光景の裡に、ジョンは大憲章に調印す可く餘儀なくせられた。

大憲章發布の由來は以上の通りである。ところが、大憲章が實際調印せられた現場に就いても、又調印の日附に就いても、史學者の間にいろいろ異論があるやうである。H. W. C. Davis は六月十七日と書し、スタッフ博士は同月十五日、ガードィナー博士も十五日、Wharton の法律辭典には十九日に兩者の會商が結了したと記し、Plotz はその Manual of Universal History に於て十五日——二十三日と記してゐる。而して從來の大多數の書は、六月十五日説である。ジョンがいよいよ調印するまでには、國王方と貴族方との間に、數次の協商が行はれたのだから、夫れから大憲章の條文は急遽に起草せられ、從つてその字句などにも多くの修正やら改竄やらが行はれ、いよいよ兩方意見の合致點に到達してからでも、本文の完成を告げて國王の調印を経るまでには、多少の日子を要した筈だから、國王の調印した日取は、Plotz が巧みに示したやうに、六月十五日から、同二十三日の間と見るのが、蓋し妥當であらう。肝脣の大憲章（勿論第一回發布の分）の正文それ自身に日附がないのだから、爾來七百年以上の歲月を経過した今日に至つて、一二一五年六月の何れの日にジョンが調印したかと云ふ疑問を解決することは史學者に取つて、極めて困難な事であらう。

次に大憲章の調印せられた場所に就いても二説あつて、未だ何れとも決するところを見ない。ロンドンから二十哩を隔てたサルレイ州内に於けるテームスの支流の南岸、恰もウインゾルとステーンズとの中間なるメドウが即ちその場所だと云ふ説がある。夫れからそのメドウの側近なるテームス河の中に於ける一小嶼、島々 Magna Carta Island (or Charter Island) で大憲章は調印せられたと云ふ説がある。

大憲章の正文中にも、明白にランニード云々と記されてゐる。それのみならず、Runnymede (Runnymede, Rungymede or Runemede) の runuy はサクソン語の rune 韻文 Council を意味し、mede (maed) は meadow 島の草地である。要するに Magna Carta Island も當然含み得べからランニードと總稱せられたラームス河のこの附近で調印せられたことは、疑を挿む可くもないが、扱て實際國王ジョンが大憲章に調印した場所は何處か、これを的確に決めるとは、今日史學者の最も困難とするところである。何れにもせよ、ウイルズル王城に近いこの邊が、第十三世紀初頭の頃に於ける英國王の常に往還した傳統的場所であつたことは確實である。それは大憲章發布の二年後に於て、ヘンリイ三世と、フランス國王ルイ八世（當時未だ皇太子）との會見もこのランニードで行はれた事に據つてゐ、證明することが出来る。

Magna Carta Island の方の説は最初に主張せられたところで、同境内には、餘程以前に Magna Carta

House と稱する立派な建物が、記念として立てられてゐる。綠樹鬱蒼としてこの記念館を囲み、その前面後面には、テームス河が漫々として流れてゐる小樂園だ。

夫れから、メドウがその場所だと云ふ説は近年有力になつた説のやうであるが、果して何時頃から唱へられ來つたものであるか、私の手許にはそれを確むる何等の材料も持合せがない。このグリーンは直接テームス河に沿ふた、デーリー・ニュースの記事に據れば、廣さ九十九エーカーの一劃であつて、西南は里道を隔て、ウインズル公園を眺めた一大勝地である。セント・ロー・ストラッサー氏は、『テームス河を境とせるこの見事なる草野^{グリーン}と、その銀白の清水との美觀。……實に春の曉のランニードに勝る美觀はイギリスの他の何處にも見ざる光景であつて、水の彼方に Magna Carta Island あり、兩側にウインズルの高塔と高臺とが下瞰する』と歎賞してゐる。

メドウの里道に寄つて、現に縱一間、横二間もあらうと「板面に大それて “Magna Carta, commemoration, June 23, 1215” と掲示せられてゐる。

元米ランニミードのメドウは、それに接續せる Egham 教區内に於けるウインズル・エヌステートと稱せらるゝ土地と共に、イギリスの帝室財產であつたのが、國有財產に移されたものであつた。(イギリスの帝室御領地は第十九世紀の中葉ランカスター公領とコンヨールとを除く、すべて、『帝室費』(Civili

List) と交換に國有財産に繰り込まれた。）ところが、一九二一年時のロイド・ジョージ内閣は大戰後の窮迫せる財政を救ふ一助ともせんが爲、是等の國有財産をば一括して公賣に附した。この事一度び公告せらるゝや、輿論は驚愕した。ロイド・ジョージ内閣に對する世間の非難攻撃は激烈であつた。就中貴族院議員リンコルン卿の攻撃は最も手ひどかつた。中には、『ランニミードの草地を繰入れたのは、財産表作成の時に氣付かなかつたことに因るものと思はるゝが、果して然りとすれば、改め易い錯誤ではないか』と溫和に注意する新聞もあつた。政府も遂に輿論に屈伏して、『八番』の番號を附せられたランニミードのメドウの一筆だけを、公賣財產目錄の中から削除するに至つた。此の如くして、この有名なる歴史的勝區は、英國國有財產の中に留保せられて、事は落着した。

私は昨年ロンドンに約百日ばかり滯在してゐた序でを以て、六月二十日同僚の伊藤、石井兩君と共に、アスコット競馬見物を兼ねて、ランニミードを訪ねた。六月と云へば、恰もイギリスの最も快適な季節で、自働車の上から見渡した沿道の風景は、實に旅客の目を奪ふ絶景であつた。もゆるばかりなる樹々の新綠と、青い毛氈を敷きつめたメドウとは、眞に英國の田舎ならでは眺むることの出來ない一大樂園である。牛羊の群れは、到る處の牧場に廻り、尊大な英國のレデーを聯想せしむるランは、諸方の池や流れに悠々と游いでゐる。マーポールの踊りは既に済んでゐたけれど、公園と云はず、グリーン

と云はず、男女の群れは嘻々として、或はピクニックに、或は運動遊技に、自然の美を享樂してゐた。
アスコットの競馬の盛大さはこゝに説くまじ。私共一行はロンドンからアスコット、ウインズルを経て、
自動車をランミニードに驅つて、午後一時過ぎその地に到着した。伊藤君はメドウの Magna Carta House 立
札の下で、私共を撮影した。メドウに於ける大憲章の授受せられた遺跡の記念は、上記の如く單なる立
札のみであるけれど、何れ Magna Carta House の外、此所にも新らしく、建物か記念碑が建設せらる
ることであらう。

占部百太郎